

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	相模原市 母子父子寡婦福祉資金貸付事務 (令和3年4月～) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、母子父子寡婦福祉資金貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和3年4月のシステム更新後の事務について記載している。

## 評価実施機関名

相模原市長

## 公表日

令和4年11月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事務
②事務の概要	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦から提出された貸付申請書等を基に、母子父子寡婦福祉資金貸付事務を行うものである。</p> <p>相模原市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項(同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1の43の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関連)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[法別表第2における情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する情報」が含まれている項</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条</li> </ul> <p>[法別表第2における情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の63の項(母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの)</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関連)</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課 財政局 税制・債権対策課 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、津久井高齢・障害者相談課長、税制・債権対策課長、DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 こども・若者未来局 子育て給付課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8232

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条  [法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の63の項(母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関連)	[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条  [法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の63の項(母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関連)	事後	重要事項に当たらない。(法改正による、条番号等の変更)
令和3年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井保健福祉課 財政局 税務部 債権対策課 総務局 情報政策課	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井保健福祉課 財政局 税務部 債権対策課 市長公室 総合政策部 DX推進課	事後	重要な変更にあたらぬ。(組織変更による変更)
令和3年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、津久井保健福祉課長、債権対策課長、情報政策課長	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、津久井保健福祉課長、債権対策課長、DX推進課長	事後	重要な変更にあたらぬ。(組織変更による変更)
令和3年9月9日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和2年8月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。(時点の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井保健福祉課 財政局 税務部 債権対策課 市長公室 総合政策部 DX推進課	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課 財政局 税制・債権対策課 市長公室 DX推進課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織変更のため)
令和4年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、津久井保健福祉課長、債権対策課長、DX推進課長	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、津久井高齢・障害者相談課長、税制・債権対策課長、DX推進課長	事後	重要な変更にあたらない。 (組織変更のため)
令和4年11月21日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点の変更のため)